

ひがし

通算第 96 号

2024.3.15 No.10

統一応募用紙

先月紹介した教科書無償の闘いは「憲法で保障された義務教育を無償で受ける権利を認めよ」という被差別部落の母親の訴えをきっかけに始まった運動でした。

統一応募用紙ができたのも憲法が保障する「職業選択の自由」を実現する取り組みから、今の形が作られていきます。

1960年代、多くの会社・事業所では、採用のとき独自の応募用紙を使用していました。そこには、応募する個人の資質とは関係ない項目がたくさんあり、被差別部落の子どもや、貧

しい家庭の子ども、親のいない子どもへの就職の機会を奪っていたのです。応募用紙にはどのような項目があったのでしょうか。過去に使用されていたある会社の応募用紙です。

〇〇会社応募用紙

- ・氏名・性別・生年月日
- ・本籍地・現住所
- ・紹介者(紹介者との続柄)
- ・最終学歴
- ・免許の経歴(免許の種類・番号・取得年月日・事故歴)
- ・家族構成(氏名・生年月日・最終学歴)・職業勤務先)
- ・住居(自宅・借家・その他)
- ・土地・特技・趣味
- ・長所・短所
- ・健康状態(既往症名とその特徴・身長・体重・視力)

適正な採用選考に必要な事項だったでしょうか。

では、今の全国高等学校統一応募用紙(履歴書)にはどんな項目があるのでしょうか。

- ・氏名・生年月日
- ・現住所・連絡先
- ・本人の学歴(職歴)
- ・資格の名称・取得年月日
- ・趣味・特技
- ・校内外の諸活動
- ・希望の動機

応募者の適正と能力に関係ないものは削除され、すっきりしたものになりました。

応募の段階での差別はこれで取り除かれたのですが、面接での違反質問が問題になってきます。そのことについては、来月紹介したいと思います。

「長浜教科書無償の闘い」の学習会に多くの方が参加してくださり、ありがとうございます。